第28回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和4年10月28日(金)午後2時00分~午後2時40分
- 2 開催の場所 松江市役所本館西棟3階 第2常任委員会室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第167号 非農地確認について

議 第168号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 50号 会長専決処分の報告

報告第 51号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名) 遅刻委員(0名)
 - 1番 石倉 由美子(出) 2番 足立 裕子 (出) 3番 勝田 達雄 (出)
 - 4番 宮廻 彰夫 (出) 5番 渡部 文明 (出) 6番 吉岡 幸雄 (出)
 - 7番 角田 正紀 (出) 8番 古藤 俊光 (出) 9番 岸本 定朝 (出)
 - 10番 角 智則 (出) 11番 青砥 芳美 (出) 12番 磯部 美津子(欠)
 - 13番 吉岡 雅裕 (出) 14番 松本 喜次 (出) 15番 永江 りえ (出)
 - 16番 矢野 秀行 (出) 17番 冨士本 数彦(出) 18番 高橋 裕典 (出)
 - 19番 三島 進 (出)
- 5 事務局職員出席者

農業委員会

 事務局長
 大谷 敦夫
 農地係主事
 石原 裕子

 農地係長
 野津 慎一
 農地係主事
 岸本 康作

 農地係主任
 佐藤 努
 行政専門員
 森田 稔

6 会議内容

議 長

(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第28回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、12番委員から提出されています。委員定数19名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。1番委員、3番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事にはいります。

議第164号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。それでは、議第164号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件4筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、34番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、軽トラック、管理機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と野菜を栽培されます第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、35番の案件についてご説明いたします。申請は、八東町波入の畑1筆を交換するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、36番の農地と交換するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、36番の農地と交換するためです。受人の世帯は、トラクター、噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、花卉を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、36番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町波入の畑2筆を交換するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、35番の農地と交換するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、35番の農地と交換するためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、刈払機等の農業用機械を所有されております。取得後は、花卉等を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

5 番 委 員

3 番 妄 貝 議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第164号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第164号は原案のとおり許可することに決します。

議

次に議第165号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

長

議第165号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。

初めに4条20番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大野町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の●●周辺300m以内の緩和区域です。農地区分は、申請地が●●から300m以内の場所にあるため、第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は67㎡、所要面積も同様の67㎡です。事業計画ですが、申請地を耕作用機材等の資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条21番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は 鹿島町上講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過 去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整です が、令和4年6月14日付けで農用地区域から除外済みです。転用目的は、墓地です。 許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積 は9.99㎡、所要面積も同様の9.99㎡です。事業計画ですが、申請地に墓地を 移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

5 番 委 員

議

長

事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第165号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号20番について採決いたします。議第165号のうち、番号20番について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第165号のうち、番号20番は原案のとおり 許可することに決します。

次に、議第165号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号2 1番について採決いたします。議第165号のうち、番号21番について、原案のと おり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第165号のうち、番号21番は原案のとおり 許可相当であると確認することに決します。

次に議第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議第166号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 議案の6ページと併せて、農地法第5条の説明資料の5ページをご覧ください。

初めに、5条71番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

事 務 局

転用場所は西持田町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、共同住宅です。転用面積は648㎡、所要面積は隣接する宅地、雑種地を合わせて754.91㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して共同住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条72番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は472㎡、所要面積も同様の472㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して建売住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条73番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町布志名の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和4年6月14日付けで農振除外済みです。転用目的は、●●●の建設です。転用面積は1,332㎡、所要面積も同様の1,332㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して●●●●を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条74番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の3筆及び東忌部町の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、1筆が農用地区域内農地で、その外は10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、1筆が農用地区域内農地で、その外は農用地区域外です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内農地で行う一時転用に該当します。転用目的は、仮設道路です。転用面積は2,876㎡の内181㎡、所要面積も同様の181㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年3月31日までです。事業計画は、●●●●工事の施工に伴い、申請地を整備し仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条75番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の5筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済です。転用目的は、仮設道路です。転用面積は1,759㎡の内325.4㎡、所要面積も同様の325.4㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年1月31日までです。事業計画は、●●

■■工事の施工に伴い、申請地を整備し仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

議 長

5 番 委 員

議

議

長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 4 番 委 員

71番、72番、73番について建築図面の確認がされているか伺う。

事 務 局

71番、72番、73番いずれも建築図面を確認しております。

長| ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。

はじめに、議第166号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号73番以外について採決いたします。議第166号のうち、番号73番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第166号のうち、番号73番以外は原案のとおり許可することに決します。

次に、議第166号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号73番について採決いたします。議第166号のうち、番号73番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第166号のうち、番号73番は原案のとおり 許可相当であると確認することに決します。

次に、議第167号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願い します。

事 務 局

それでは、議第167号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非 農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 1件3筆です。

それでは、6番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東奥谷町の市街 化調整区域、農用地区域外の田3筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況 についてご説明します。申請地は、市道石橋白鹿谷線と市道菅田比津線の交点から西 側に約200メートル進んだ地点の南側約160メートルに位置する3筆です。現地確認 した際の現地の状況ですが、8月26日に法吉地区農地利用最適化推進委員と事務局で 現地確認を行いました。現地は昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、 周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

はい、説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決します。議第167号は原案の とおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第167号は原案のとおり確認することに決します。

事 務 局 議第168号の「所1番、2番」は13番委員に関する案件ですので、先議させて いただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れてい ただきたいと思います。

事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第168号の所1番、2番の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、所1番、2番について、13番委員はこの議事の間、退室願います。

(13番委員が退室)

それでは、議第168号の所1番、2番の案件について、事務局より説明願います。 それでは議第168号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集 積計画の所有権移転についてご説明をいたします。

所1、古江地区の案件で、田4筆の売買による所有権移転です。譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

所 2、古江地区の案件で、田 1 筆の売買による所有権移転です。譲渡人は農地の管理 が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙 げ、所有権移転するものです。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の 説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。

議第168号の所1番、2番の案件について、原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第168号の所1番、2番の案件については、 原案のとおり決定することに決します。

それでは、13番委員の除斥を解きます。

(13番委員が入室)

それでは、議第168号のうち、所1番、2番以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。

それでは、議第168号のうち、所1番、2番以外の案件について説明いたします。 所3は、古江地区の案件で、田3筆、畑2筆の売買による所有権移転です。譲渡人は 遠方のため農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、 今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

続いて、農用地利用集積計画の相対契約はありません。今回の利用権設定における 所有権移転の地目別面積は、田12,713.00㎡、畑278.00㎡、計12, 991.00㎡となります。

続いて、農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転1は古江地区、更新案件です。転2は八雲地区、更新案件です。転3は八東地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田6,077㎡、畑4,837㎡、計10,914㎡となります。以上、ご審議

議

議 事 務 局

長

長

長

長

長

議

議

議

議

事 務

事 務 局 のほど、お願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の 説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第168号の所1番、2番以外は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第168号の所1番、2番以外は、原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。報告第50号「会長専決処分の報告」報告第51号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務 局

長

議

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了 しましたので、第28回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委員